

霧島市条例第16号
令和5年6月22日

霧島市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市印鑑条例の一部を改正する条例

霧島市印鑑条例（平成17年霧島市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「により利用者証明用電子証明書」を「による個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「に限る。）」の次に「又は移動端末設備（同法第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録したものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。